

大和大学における研究費の不正使用防止に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日文科科学大臣改正)および「大和大学研究活動行動規範」に基づき、大和大学(以下「本学」という)において、研究活動に関わるすべての者が、研究費の取扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において用語をつぎのように定義する。

1. 研究者とは、大学において研究活動を行う教員、研究職員、技術職員、学生など研究活動を行う者のほか大学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
2. 研究費とは、大学が研究者に配分する研究費および研究者が学外から獲得した研究費をいう。
3. 公的研究費とは、研究費の内、つぎに規定するものをいう。
 - イ) 文科科学省管轄の私学助成事業における研究費および科学研究費助成事業等の競争的資金
 - ロ) 前号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
4. 研究費の取扱いに係る不正とは、実体を伴わない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求等、法令、研究費を配分した機関が定める規定および大学が定める諸規程等に違反する予算の執行をいう。

(不正の禁止等)

第3条 研究者は、研究費の取扱いに係る不正を行ってはならず、また、第9条に定める研究活動不正防止委員会において策定および実施する不正使用防止計画に基づき、不正の防止に努めなければならない。

(コンプライアンス教育の受講)

第4条 大学において研究費を取り扱う研究者および事務職員は、研究費の執行等に関する不正防止のため大学が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第5条 大学において研究費を取り扱う研究者および事務職員は、「大和大学研究活動行動規範」に則り、本規定を遵守して、不正を行わないことを誓約した書面(以下「誓約書」と

いう)を学長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書の様式は、第 9 条に規定する研究活動不正防止委員会の議を経て学長が定める。

(最高管理責任者)

第 6 条 本学に、大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究費等の不正使用防止に関する基本方針(以下「基本方針」という)を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第 7 条および第 8 条に規定する統括責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括責任者)

第 7 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、各学部において研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括責任者を置く。

2 統括責任者は、各学部長をもって充てる。

3 統括責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、各学部の不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第 8 条 研究費等の不正使用防止の取組みに関する実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、教務室長及び事務室長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括責任者の指示の下、つぎの各号に定める業務を行わなければならない。

イ) 自己の管理監督または指導する学部・部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。

ロ) 不正防止を図るため、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督及び理解度の把握を行わなければならない。

ハ) 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う者として、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という)を各学部・部署に置くことができる。また、コンプライアンス推進副責任者は、それぞれの学部・部署等における公的研究費等の不正使用防止及び研究倫理の向上に資する啓

発活動に努めなければならない。

(研究活動不正防止委員会)

第9条 最高責任者は、公的研究費等の取扱いに係る不正防止に関する方策を策定・実施するため、次の各号に定める委員で組織する研究活動不正防止委員会を設置する。

- (1) 統括責任者のうち、最高責任者が指名する者 1名
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 最高責任者が指名する教員 若干名
- (4) 最高責任者が指名する職員 若干名

2 研究活動不正防止委員会は、次項に掲げる業務を行い、その結果について適宜、最高責任者に報告を行う。

3 研究活動不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正使用防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正使用防止計画の検証に関すること。
- (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (5) 研究者の行動規範等に関すること。

(誓約書の提出)

第10条 公的研究費を運営及び管理する研究者等は、公的研究費等の取扱いに係る関連諸法規及び本学諸規程の内容を遵守し、不正使用を行わないことを誓約した誓約書を最高責任者に提出しなければならない。なお、誓約書の様式については別に定める。

2 誓約書を提出しない研究者等は、公的研究費等の申請並びに運営及び管理に携わることができないものとする。

(相談・通報・告発窓口)

第11条 不正についての通報・告発、又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口(以下「相談・通報受付窓口」)を設置する。

2 相談・通報受付窓口は、各学部長又は教務室長が担当し、連絡先、受付方法等について学内外に周知する。

3 相談・通報は、学内外全ての者が行うことができる。

4 相談・通報受付窓口の対応は、相談・通報・告発者を保護する方策を講じなければならない。

(相談・通報・告発の方法)

第12条 告発等の受付は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で自らの氏名を明らかに

した上で行うものとし、不正使用を行ったと疑われる研究者の氏名、並びに不正内容及び不正使用であるとする合理的理由等を可能な限り書面にて明示して行わなければならない。

2 匿名の告発があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や告発の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして告発した場合に準じて取扱うことができる。

3 報道や学会等(以下「報道等」)により本学研究者の不正に関する指摘がなされたときは、告発があったものとみなすことができる。

(通報・告発等の取扱い)

第13条 通報・相談受付窓口は、通報・告発を受けたとき、又は報道等により本学研究者の不正の疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、不正がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは被告発者等に対し警告を行い、告発者に対し警告を行った旨を通知する。

3 最高管理責任者は、告発に係る不正が既に行われたと認める場合は、指名する統括責任者に命じ、次条に定める調査を行わせると共に、告発者、被告発者等に対しその旨を連絡する。

4 最高管理責任者は、告発の意思を明示しない相談等も含めて、告発内容や告発者の秘密を守ると共に、告発についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底する。

5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するために、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

6 最高管理責任者は、告発者に対し、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

7 最高管理責任者は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもってその研究活動の部分的又は全面的禁止、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保護義務)

第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者

の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報・告発者の保護)

第 15 条 各学部の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関連諸法規、本学就業規則、その他、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 16 条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関連諸法規、本学就業規則、その他、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 17 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る公的研究費配分機関

及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

(予備調査の実施)

第 18 条 第 12 条に基づく告発があった場合又は、最高管理責任者及び統括責任者が、その他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

(予備調査の方法)

第 19 条 予備調査委員会は、告発された不正使用が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第 20 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、公的研究費配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会)

第 21 条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。ただし、告発者及び被告発者等と利害関係のある者を除くものとし、その過半数を本学に属さない外部有識者で構成する。

(1) 統括責任者

(2) 被告発者の所属学科等の教員のうち、最高管理責任者の指名する者 若干名

(3) 弁護士や公認会計士等の外部有識者から最高管理責任者の指名する者 若干名

(4) その他最高管理責任者の必要と認める者 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、統括責任者のうち最高管理責任者の指名する者 1 名を充てる。

- 3 委員長は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。
- 4 告発者及び被告発者等は、前項の通知を受けた日から7日以内に、調査委員の構成について理由及びその根拠となる事実を添えて、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。
- 5 最高管理責任者は、前項に定める異議申立ての内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立てに係る調査委員を交代させると共に、委員長はその旨を告発者及び被告発者等に通知する。

(本調査)

第 22 条 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発等の内容に合理性があると判断した場合、当該判断の日から起算して 30 日以内に本調査を開始させる。

2 最高管理責任者は、告発者および被告発者等に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 本調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、本調査関係者以外の者や被告発者に、告発者が特定されないよう周到に配慮する。

4 最高管理責任者は、本調査を実施することについて、当該事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に報告する。

5 本調査は、指摘された当該研究に係る各種調査資料の精査及び関係者へのヒアリング等により実施する。

6 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

7 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者、被告発者、その他関係者に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。

8 前項の規定により協力を求められた告発者等は、本調査の実施に当たって誠実に協力しなければならない。

9 調査委員会は、本調査の実施に当たり、当該研究費の不正使用に関する証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査中の一時的執行停止)

第 23 条 最高管理責任者は、調査期間中、必要に応じて告発された研究に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定の手續)

第 24 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正が行われたか否か、不正と認定された場合はその内容及び悪質性、不正に関与した者とその関与の度合、不正と認定された研究費等の不正使用の相当額、その他必要な事項

を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 25 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正であるとの疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。

(調査結果の通知)

第 26 条 最高管理責任者は、前条に基づく調査結果と調査に携わった者の所属・氏名を告発者及び被告発者等に通知する。

2 最高管理責任者は、前条に基づく調査結果と、本調査に携わった者の所属・氏名を当該事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に報告する。

(不服申立て)

第 27 条 不正使用と認定された被告発者は、調査結果の通知を受けてから 14 日以内に、その理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に不服申立てができる。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受けてから 14 日以内に、その理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に不服申立てができる。

3 本調査の結果に対する不服申立ては、同一の理由で二度申立てることはできない。

4 定める期日までに申立てがない場合、告発者および被告発者は、調査委員会による認定を認めたものとみなす。

5 不服申立ての審査は調査委員会が行い、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員に代えて他の者に審査させることとする。

6 最高管理責任者は、不正の認定に係る不服申立てがあった場合、告発者に通知し、当該

事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に報告する。悪意に基づく告発の認定に係る不服申立ての場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

7 不正の認定に係る被告発者からの不服申立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高責任者は、当該事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に報告する。

8 最高管理責任者は、前項の結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。悪意に基づく告発の認定に係る不服申立ての場合は告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

9 調査委員会は、再調査が開始された日から概ね 50 日以内に結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該事案に係る公的研究費配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 28 条 最高管理責任者は、調査委員会において不正が行われたとの認定があった場合、速やかに次の事項を公表する。

- (1) 研究費等の不正使用を行った研究者等の氏名またはグループ名
- (2) 研究費等の不正使用の内容
- (3) 調査委員会委員の所属、氏名
- (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等

2 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

(措置および処分)

第 29 条 最高管理責任者は、不正が行われたとの認定があった場合、不正に関与した者に対して必要な措置を講じると共に、関連諸法規、本学就業規則、その他、関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された者が本学に属する者であるときは、関連諸法規、本学就業規則、その他、関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

(本調査中における一時的措置)

第 30 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、当該事案に係る公的研究費配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 31 条 最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用に関与したと認定された者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(処分)

第 32 条 最高管理責任者は、本調査の結果、公的研究費等の不正使用が行われたものと認定された場合は、公的研究費等の不正使用に関与した者に対して、関連諸法規、本学就業規則、その他、関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する公的研究費配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

(是正措置等)

第 33 条 本調査の結果、公的研究費等の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 最高管理責任者は、第 1 項及び第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する公的研究費配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(学外者への措置)

第 34 条 最高管理責任者は、不正使用等を行ったまたは関与したと認定された研究者等が学外者である場合、学外者の所属する機関の長と協議の上、必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(監査体制)

第 35 条 本学における公的研究費等の不正使用の防止等に対して、内部監査担当部署は適宜適正な監査を行う。

(雑 則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止及びその対応等の必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(改 廃)

第 38 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は2018年4月1日より施行する。

附則（2018年12月1日 一部改正）

この規程は2018年12月1日より施行する。

附則（2019年2月1日 一部改正）

この規程は2019年2月1日より施行する。

附則（2019年7月1日 一部改正）

1. 大和大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程は廃止する。
2. この規程は2019年7月1日より施行する。